

運送約款の改正について

2013年2月4日

ジェイアールバス関東株式会社

2012年8月、国土交通省が定める「一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款」の一部が改正されたことに伴い、「ジェイアールバス関東(株)一般乗合旅客自動車運送事業運送約款」を改正します。

- 1 改正する「ジェイアールバス関東(株)一般乗合旅客自動車運送事業運送約款」は[こちら](#)
- 2 ジェイアールバス関東(株)一般乗合旅客自動車運送事業運送約款 第26条（旅客の都合による運賃及び料金の払いもどし）2項の「当社が別に定める額」は、次の通りです。

乗車券の種類	払戻手数料
(1) 普通乗車券及び団体乗車券((4)を除く)	100円
(2) 回数乗車券	200円
(3) 定期乗車券及び定期回数乗車券	500円
(4) 乗車する自動車を指定した普通乗車券 又は営業割引乗車券	
① 次の②以外の路線	・ 発車時刻まで 100円
② 運行距離（始終点バス停間の営業キロ） が400km以上の路線 ・ 普通乗車券、団体乗車券 （身体障害者等の公的割引を含む）	・ 乗車日の2日前まで 100円 ・ 乗車日の前日から発車時刻まで 運賃・料金の20%
・ 営業割引乗車券	・ 乗車日の12日前まで 100円 ・ 乗車日の11日前から発車時刻まで 運賃・料金の20%

- 3 実施期日 2013年3月11日